

令和2年7月豪雨災害に係る熊本県なりわい再建支援補助金の 定額補助の要件について

【留意事項】

- 定額補助を受けるためには、下記（１）～（５）の全ての要件を満たす必要があります。
- また、要件（１）～（４）を満たすことを確認するため、別紙『チェックリスト（交付申請用）「定額補助」』に記載された書類のご提出が必要となります。
- なお、別紙「定額補助 要件確認様式」の記入方法の詳細につきましては、「なりわい再建支援補助金 定額補助 交付申請マニュアル」をご覧ください。

1. 定額補助対象事業者の要件

（１）新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

●次の①又は②のいずれかに該当すること。

①国持続化給付金や県事業継続支援金、県制度融資などの新型コロナウイルス感染症関係支援策の活用実績があること。

②令和2年3月から6月の任意の月において、売上が前年同月に比べ減少していること。

（２）過去数年以内に発生した災害（過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの（※1））で被害を受けた事業者

●次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 事業用資産への被災（※2）が証明できること。

② 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用したこと。

（※1）過去5年以内において熊本県内で災害救助法が適用された災害は、平成28年熊本地震のみです。

（この他の災害救助法適用災害で該当される場合、個別に県へお問い合わせください。）

（※2）事業用資産の被災は、直接被害、間接被害のいずれかに該当すること。

直接被害 熊本地震の被災であって、罹災（被災）証明書又は地震保険を受領した証明書が提出できること。

間接被害 取引先の事業者の被災が原因で売上が減少した場合であって、取引先の被災翌月から3か月の期間における申請者の売上平均が、取引先の被災前3か月の期間における申請者の売上平均に比べ5%以上減少していることを確認できる資料が提出できること。

（例）九州北部豪雨により、福岡県のA会社が直接被害を受け、A会社と取引がある人吉市のB会社がその影響のために売上が減少した場合

（３）過去数年以内に発生した災害で被災した事業者であって、被災前3か月の売上平均に比べ、令和2年7月豪雨前3か月（令和2年4月から6月まで）の売上平均が20%以上減少していること。

(4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を有する事業者

●次の①又は②のいずれかに該当すること。

①過去数年以内に発生した災害からの復旧復興に向けた事業活動に要した債務残高の割合が、別紙1「企業規模・業種ごとの債務平均」に記載された平均値以上であること。(注) 企業規模は従業員数による。

②①の「債務残高の割合が、別紙1「企業規模・業種ごとの債務平均」に記載された平均値以上」を満たしていない場合には、過去数年以内に発生した災害からの復旧復興に向けた事業活動に要した債務による影響を受けていること。

(5) 令和2年7月豪雨により、施設または設備が被災し、その復旧または復興を行うために、なりわい再建支援補助金の申請を行うこと。

2. 定額補助の上限額

補助上限額15億円の内、5億円まで定額補助(補助率10/10)となり、5億円を超える分については補助率3/4(あるいは1/2)以内となります。

3. その他

定額補助を希望する事業者の方は、共通の交付申請手続きに加えて、「1. 補助対象事業者の要件について」の要件を満たすことを確認するための書類として、別紙『チェックリスト(交付申請用)「定額補助」』に記載された書類のご提出が必要です。

別紙「定額補助 要件確認様式」の記入方法の詳細につきましては、「なりわい再建支援補助金 定額補助 交付申請マニュアル」をご覧ください。

その他の申請にかかる手続きや要件については、全ての申請者で共通ですので、「事業実施の手引き」をご確認ください。

企業規模・業種ごとの債務平均

借入金(金融機関)/総資産

	全体	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
全業種	25.9%	30.5%	28.2%	27.3%	21.9%
建設業	20.6%	32.0%	21.7%	17.9%	13.2%
製造業	24.4%	22.4%	29.6%	29.6%	21.9%
情報通信業	12.4%	22.8%	20.0%	16.3%	8.0%
運輸業，郵便業	35.8%	53.8%	47.4%	40.3%	29.1%
卸売業	21.6%	22.9%	25.1%	21.0%	19.8%
小売業	31.2%	31.7%	32.0%	37.8%	28.1%
不動産業，物品賃貸業	34.0%	37.0%	35.0%	32.3%	26.7%
学術研究，専門・技術サービス業	18.4%	12.4%	23.2%	22.2%	14.7%
宿泊業，飲食サービス業	43.4%	38.9%	39.7%	39.6%	47.9%
生活関連サービス業，娯楽業	23.5%	24.5%	30.2%	26.7%	20.1%
サービス業（他に分類されないもの）	20.8%	21.0%	24.8%	24.9%	16.6%

借入金(金融機関)/経常利益

	全体	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
全業種	619.9%	1140.7%	709.8%	646.7%	441.8%
建設業	334.9%	1026.0%	338.1%	260.4%	174.0%
製造業	517.9%	980.3%	690.6%	577.7%	441.0%
情報通信業	201.7%	243.7%	340.4%	382.1%	127.8%
運輸業，郵便業	941.5%	6965.3%	1810.4%	1329.4%	610.9%
卸売業	572.4%	971.5%	710.9%	604.9%	437.1%
小売業	1155.4%	1598.8%	1473.8%	1721.0%	795.3%
不動産業，物品賃貸業	1130.2%	1495.6%	970.5%	1120.5%	646.6%
学術研究，専門・技術サービス業	464.7%	358.2%	871.9%	562.1%	172.5%
宿泊業，飲食サービス業	1567.6%	1101.2%	3457.8%	2388.3%	1264.5%
生活関連サービス業，娯楽業	958.8%	1267.6%	1900.9%	1100.0%	712.4%
サービス業（他に分類されないもの）	329.1%	455.7%	505.7%	331.2%	230.3%

出典：中小企業実態基本調査／令和元年確報（平成30年度決算実績）